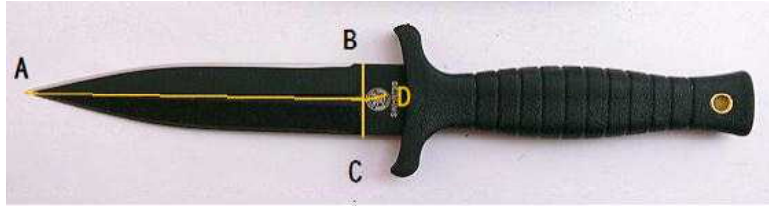


## 所持を禁止するダガーナイフ等（刀剣類）について

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成20年法律第86号）により平成21年1月5日から、**ダガーナイフ等の刃渡り5.5センチメートル以上の剣**の所持が禁止されています。



※ 刃渡りは、2箇所（B点及びC点）を結ぶ線分から切先（A点）までの最短距離（線分ADの長さ）です。

### 剣の形状、実質に関する要件

- ・ 柄を付けて用いる
- ・ 左右均等の形状をした諸刃の鋼質性の刃物
- ・ 先端が著しく鋭い
- ・ 本来殺傷の用具としての機能を有するもの

**ダガーナイフ**以外の名称（ダイバーズナイフ、スローイングナイフ、スライディングナイフ等）であっても、**刃渡り5.5センチメートル以上**で剣としての形態及び実質を備えたナイフは所持することができません。

### ※ダガーナイフに該当するものの例



問い合わせ先

最寄りの警察署の生活安全課もしくは生活安全刑事課

又は

警察本部生活安全企画課許可等事務指導室